令和８年（フ）第７７２２号
東京都台東区東上野２丁目23―８―602
債務者　信川　総和
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２４号
東京都足立区花畑３丁目39―８―101
債務者　柿崎　行則
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月15日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０４号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目６―７―101
債務者　櫻井まどか（旧姓今村）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２１号
東京都江東区南砂４丁目18―12―201
債務者　湯浅　　洋
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７２３号
東京都北区滝野川７丁目９―５
債務者　柴田　武士
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７４７号
東京都町田市木曽東２丁目11―41―303
債務者　藤田　洋子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５６２４号
大阪市住之江区御崎６丁目３番27号　パークアベニュー　201号室
債務者　山崎　希望
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６６６６号
東京都品川区勝島１丁目９―11
債務者　森井　一憲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月７日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７７０８号
東京都調布市若葉町１丁目30―56―101
債務者　市川　一和
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月12日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第５２０４号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目13番18号　アーブル小阪　302号室
債務者　斉藤　弘斗
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３１３号
大阪市東淀川区瑞光２丁目12番26―306号
債務者　原田　優也
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４５５号
大阪府東大阪市足代２丁目１番４―506号
債務者　稲垣　水穂
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和５年（フ）第２９１号
愛媛県松山市高浜町１丁目乙60番地150　ももたろう
破産者　亡山本陽一相続財産（破産手続開始決定時　山本陽一（法定代理人成年後見人　武井奈保子））
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

令和６年（フ）第３０５号
愛媛県今治市鯉池町三丁目３番44号
破産者　吉井食品株式会社
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４３４号
福岡市東区原田四丁目26番15号
破産者　有限会社エ企画
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８号
仙台市若林区荒町116番１号―101号室
破産者　株式会社ハート＆ドリーム
1　決定年月日　令和８年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係